

都市公園内における自動販売機設置事業者提案募集要領

1 趣旨

犬山市では、都市公園内において自動販売機の設置及び管理運営を行う自動販売機設置事業者(以下、「設置事業者」という。)を決定するための提案募集を行います。

都市公園に設置する自動販売機は、都市公園法第2条第2項第7号で定められている公園施設の「便益施設」に該当します。都市公園法第5条第1項では、公園管理者である市以外の者が便益施設を設ける場合は市の許可(公園施設設置管理許可)を受けるとなっており、本募集では、犬山市が設定する最低使用料以上(年額)で最も高い使用料を提案した者を都市公園法第5条第1項の設置許可申請候補者として決定するものです。

この募集に参加される方は、本要領をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

2 募集物件

募集物件は、別紙募集物件一覧表のとおり6件の都市公園内とし、一事業者が複数の物件の提案に参加することができます。

3 自動販売機の設置条件

- (1) 許可期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間とします。
ただし、許可期間中であっても、犬山市が公共の用に供するため土地の使用を必要とするときは、許可を取り消すことがあります。
- (2) 許可は、自動販売機及び使用済み容器の回収ボックスの設置についてするもので、それ以外の目的には使用できないものとします。
- (3) 設置許可申請候補者が提案した額を1年間の使用料とします。使用料は、犬山市の発行する納入通知書により、犬山市の指定する期限までに納入してください。
- (4) 自動販売機の使用電力量を計算するため、子メーターを設置してください。
- (5) 自動販売機の設置及び撤去に関する工事費(電気工事含む。)、移転費等の費用は、全て設置事業者の負担とします。また、子メーターの設置費及び光熱水費についても、設置事業者の負担とします。
- (6) 設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たしたものとしてください。
 - ア 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。
 - イ 10円、50円、100円、500円硬貨及び1,000円紙幣が使用でき、500円硬貨は新旧硬貨に対応できるものであること。また、1,000円紙幣は新旧紙幣に対応できるものであること、もしくは、新紙幣が発行された時点で対応できる自動販売機に入れ替えること。
 - ウ 自動販売機の機種は、電圧100V、電流10A程度のものであること。

(7) 許可期間中は、次の事項を遵守してください。

- ア 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。
- イ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、犬山市と協議を行うこと。
- ウ 販売品目は、清涼飲料水、お茶、水、コーヒー、紅茶等の飲料、または、協議のうえ市が許可したものとし、酒類、煙草の販売を行わないこと。また、缶又はペットボトルなどの密閉式の容器にすること。なお、商品の具体的な構成については、落札後、事前に犬山市と協議を行うこと。
- エ 設置事業者は、本件に係る自動販売機の販売実績を、別に犬山市が指定する期日までに犬山市に報告すること。
- オ 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- カ 自動販売機に併設して、販売する飲料の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- キ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令の遵守、徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅延なく手続き等を行うこと。
- ク 自動販売機の設置にあたっては、転倒防止対策を十分行い、据付面を確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないかを確認すること。
- ケ 自動販売機の故障、問合せ並びに苦情については、自動販売機に連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。
- コ 自動販売機の設置によって、第三者に生じた事故については、犬山市に報告するとともに、設置事業者の責任において解決すること。
- サ 設置事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復すること。ただし、市長が許可した場合はこの限りではない。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を犬山市に請求することはできないこととする。

4 設置事業者提案参加資格要件

本募集に参加することができるのは、次の要件を満たす法人とします。

- (1) 愛知県内に本店、又は支店を有すること。
- (2) 自動販売機の設置業務（自らが管理するものに限る。）について、3年以上の実績を有している者であること。
- (3) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること（該当についてのみ。）。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく犬山市入札参加の制限を受けていない者であること。
- (5) 愛知県出納事務局指名停止取扱要領（平成12年4月1日施行）、犬山市入札参加指名停止措置要綱（平成6年犬山市告示第15号）に基づく指名停止等の措置を受けていない、または暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77

号) 第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員と密接な関係でないこと。

(6) 次に掲げる国税、県税、市税の未納がないこと。

ア 国税 (法人税、消費税及び地方消費税)

イ 県税 (法人事業税、法人県民税)

ウ 市税 (法人市民税、固定資産税)

5 提案参加申込手続き

(1) 申込方法

① 郵送の場合

受付期間 : 令和6年2月8日(木)～令和6年2月21日(水) 必着

送付先 : 〒484-8501 愛知県犬山市大字犬山字東畑36番地

犬山市都市整備部 土木管理課

※簡易書留または書留により送付してください。

※申込に必要な書類が受付期間内に到着しない場合や不備があった場合は受け付けられませんのでご注意ください。

② 持参する場合

受付期間 : 令和6年2月8日(木)～令和6年2月21日(水)

(土・日・祝は除き、午前9時～午後5時まで)

提出先 : 愛知県犬山市大字犬山字東畑36番地 犬山市役所本庁舎2階

犬山市都市整備部 土木管理課

(2) 申込みに必要な書類(各1部)

① 提案申込書(様式第1)

② 誓約書(様式第3)

③ 法人登記簿(履歴事項全部証明書)(発行日から3月以内のもの)

④ 提案参加資格要件4-(2)の実績証明書類(契約書の写し等)

⑤ 提案参加資格要件4-(3)の許認可等の免許証の写し(該当についてのみ)

⑥ 国税、県税、市税の納税証明書(未納の税額がないことの証明書)

ア 国税 (法人税、消費税及び地方消費税)

イ 県税 (法人事業税、法人県民税)

ウ 市税 (法人市民税、固定資産税)

⑦ 設置予定の自動販売機及び販売品目の説明書(様式自由)

(3) その他

・電話、FAX、インターネットによる受付は行いません。

6 提案書開示の日時及び場所

(1) 日時

令和6年2月22日(木)

午前10時00分 募集物件1

午前10時05分 募集物件2

午前10時10分 募集物件3

午前10時15分 募集物件4

午前10時20分 募集物件5

午後10時25分 募集物件6

※進行により時間が前後する場合があります。

(2) 場所

犬山市役所本庁舎2階 202会議室

(3) 提出物

提案書（様式第2）を持参すること。

7 提案審査について

(1) 提案書の様式は、様式第2を使用してください。

※定型封筒（長形3号など）に入れた上で封をし、押印するとともに、その封筒の表面に提案物件番号を油性ボールペン等で記入してください。

※封筒の記入については、別紙「提案の留意事項」を参照してください。

(2) 提案金額は、1台あたりにおける使用料の年額(100円単位)を記入してください。

(3) 設置許可申請候補者は、犬山市が設定する最低使用料（年額）以上の最高の価格をもって決定します。最低使用料（年額）については、別紙募集物件一覧表をご参照ください。また、設置許可申請候補者となる同価格の提案者が2人以上あるときは、直ちにくじによって設置許可申請候補者を決定します。

(4) 次のいずれかに該当する場合は、無効とします。

①提案参加資格がない者が提案したもの

②募集物件番号、提案価格、日付、住所、氏名及び押印のないもの又はこれらが明確でないもの

③提案書の訂正をしたもの

④提案に関し不正な行為を行った者が提案したもの

⑤その他提案に関する条件に違反したもの

8 許可申請の手続き

設置許可申請候補者は、後日設置する詳細な場所及び台数等を、犬山市と協議の上、犬山市に公園施設設置管理許可申請書を提出してください。許可前に設置することの無いようにしてください。

9 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

(1) 正当な理由なくして、犬山市が指定する期日までに公園施設設置管理許可申請書が提出されなかった場合

(2) 設置事業者が提案参加資格を失った場合

(3) 設置事業者が提案参加資格を満たしていないことが判明した場合

10 その他

(1) 申請の手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担とします。

(2) 犬山市ホームページ上で決定金額及び設置事業者名を掲載します。

11 問い合わせ先等

- ・質問は書面(様式不問)にて、FAX、Eメール、郵送又は持参してください。
- ・質問及びその回答については、提案参加者全員が把握すべき内容と犬山市が判断した場合は、提案参加者全員に通知又は公開します。

犬山市都市整備部 土木管理課 担当(浅野、香川)

電話 0568-44-0334 (直通) FAX: 0568-44-0366

Eメール: 080300@city.inuyama.lg.jp